北上市告示甲第36号

北上市移住支援金交付要綱(令和元年北上市告示甲第20号)の一部を次のように改正し、令和5年4月1日から適用する。ただし、令和5年4月1日前に移住した者に係る補助金の適用については、なお従前の例による。

令和5年5月17日

北上市長 八重樫 浩 文

改正前	改正後
(移住支援金の額)	(移住支援金の額)
第6 移住支援金の額は、単身世帯にあっては60万円、2人以	第6 移住支援金の額は、単身世帯にあっては60万円、2人以
上の世帯で、次の各号のいずれにも該当する場合にあっては	上の世帯で、次の各号のいずれにも該当する場合にあっては
100万円とする。ただし、申請日の属する年度の前年度の3	100万円とする。ただし、申請日の属する年度の前年度の3
月31日時点で18歳未満である世帯員を帯同して移住する場合	月31日時点で18歳未満である世帯員を帯同して移住する場合
は、当該18歳未満の者1人につき30万円を加算する。	は、当該18歳未満の者1人につき <u>100万円</u> を加算する。
(1)~(5) [略]	(1)~(5) [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	